

第六十五回国
参議院外務委員会會議録第七号

昭和四十六年三月十八日(木曜日)
午前十時十二分開会

委員の異動

三月十七日

小野 明君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

國務大臣
外務大臣
政府委員
外務政務次官
外務大臣官房長
外務省アジア局長
外務省条約局長
外務省条約局外務参事官
外務省国際連合局長
事務局側
常任委員会専門員
説明員

愛知 揆一君
竹内 黎一君
佐藤 正二君
須之部 量三君
井川 克一君
山崎 敏夫君
西堀 正弘君
小倉 満君

松平 勇雄君
長谷川 仁君
山本 利壽君
西村 関一君
鹿島守之助君
梶原 茂嘉君
杉原 荒太君
三木與吉郎君
加藤シヅエ君
羽生 三七君
森 元治郎君

外務大臣官房領
事務仕部長 遠藤 又男君

本日の會議に付した案件

○航空機の不法な奪取の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國際情勢等に関する調査(中國代表権問題に関する件)

○委員長(松平勇雄君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。昨十七日小野明君が委員を辞任されました。

○委員長(松平勇雄君) 航空機の不法な奪取の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。愛知外務大臣。

○國務大臣(愛知揆一君) ただいま議題となりました「航空機の不法な奪取の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件」につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、近年における航空機乗っ取り事件、いわゆるハイジャック事件の続発にかんがみ、國際民間航空機関の主権のもとに一九七〇年十二月一日から十六日までヘーグで開催された航空法に関する國際會議において作成されたものであります。その内容は、航空機の不法な奪取等を犯罪と定め、その犯罪行為につき重い刑罰を科し得るようすることを締約國間で約束し、航空機

の登録國、着陸國及び運航國並びに犯人の所在國による裁判權の設定義務について規定するとともに、各締約國は、犯人を犯罪人引渡条約もしくは國內法に基づき一定条件のもとに引き渡すか、または引渡しを行わない場合には訴追のため自國の權限のある當局に事件を付託すること等について規定するものであります。

なお、この条約は、その趣旨にかんがみ、分裂國家をも含むすべての國が加入できるようにいわゆるオーステーツ方式をとっております。

この条約を締結することは、航空機の不法な奪取等を抑止し、民間航空の安全を確保する見地から有意義と認められますとともに、これらの面における國際協力を増進する見地からもきわめて望ましいと考えられます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(松平勇雄君) 引き続き補足説明を聴取いたします。

山崎条約局参事官。
○政府委員(山崎敏夫君) 「航空機の不法な奪取の防止に関する条約」について補足説明を申し上げます。

昨年の第六十三回国会の御承認を得て締結いたしました「航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約」、いわゆる「東京条約」は、航空機内の犯罪一般に関する裁判權の設定及び機長の權限について規定しますとともに、ハイジャックにつきましても、その第十一条におきまして、ハイジャックが起った場合に締約國は機長に対し適當な方法で援助すべきこと、また、旅客、乗組員がすみやかに旅行を繼續できるようにすること、さらにその航空機及び貨物を返還すべ

きことを規定いたしております。東京条約は、ハイジャックの發生がまだたくさんありませんでした一九六三年に作成されたものでありまして、ハイジャックのみを対象とするものではございませんで、これを抑止する立場から見ますとまだ不十分なものではございました。その後、ハイジャックを含む民間航空に対する不法妨害事件は、一九六八年には急にふえまして三十四件を数えるに至りました。さらに、一九六九年にはこれが七十二件に達しましたため、特にハイジャック行為に対処するための条約草案の作成作業が國際民間航空機關—I C A Oにおいて急いで進められまして昨年末のヘーグの外交會議においてI C A Oの最終草案を基礎として審議が行なわれた結果、この条約が採択された次第であります。

この条約は、まずハイジャック犯人が処罰を免れることがないように、締約國に対し裁判權を広く設定することを義務づけております。またその犯人の引渡しは円滑に行なわれますようハイジャックを逃亡犯罪人引渡条約上または國內法上において引渡犯罪と認めることを義務づけ、また、もし犯人を引き渡さない場合には処罰のため手続をとることを義務づけております。このよう國際的な協力体制がとられることにより、ハイジャック犯人は、究極的にはいずれかの國で処罰されるようになっておりますので、ハイジャックの發生を防止する上で大きな効果があるものと存じます。なお、この条約の作成には七十七カ國が参加し、會議最終日に五十カ國が署名し、さらに本年三月三日現在では五十七カ國が署名しておりますことからもうかがえますとおり、多くの國がこの条約の実施にきわめて積極的な姿勢を示しております。さらにハイジャック事件が体制の異なる國の間で起ることも多いことを考慮いたしまして、この条約は特にいわゆるオーステーツ

ツ・フォーミュラを採用しておりますので、いわゆる分裂国家も進んでこの条約に加入することを強く期待しております次第であります。

○委員長(松平勇雄君) 以上をもって説明は終了いたしました。
本件に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○委員長(松平勇雄君) 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続きこれより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○西村関一君 まず第一点、今回法律の題名を改正するわけでありますが、この「在外公館の名称及び位置」というのは従来単独の法律としてあったものを、第六十一回国会において外務省設置法の一部改正により設置法に吸収したものであります。政府は、常に二本の法律を改正しなければならぬから、名称・位置と給与とを一つの法律で規定するとその不便が解消されると言っておられますが、それならば、何ゆえ設置法に吸収しないで最初から外務公務員の給与法に吸収させなかったのか、まず、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤正二君) まことに御指摘のとおり経過をたどっておりますわけですが、今度の改正自体は、むしろ給与法のほうにこの名称・位置のほうをくっつけたと考えますよりも、何と申しますか、名称・位置をつくる法律のほうに給与をくっつけたという考えのほうがわれわれの考えとしては強いのでございます。もともと設置法のほうにつけたときには、在外公館の一つの館というものが設置法の一つの機関という考え方でありましたために設置法のほうに入れたわけでございますが、考えてみますと、今回行政組織法の改正なんかもございます、いろいろな内部部局の中の一部は政令に譲るというふうな考え方も政府の中にありますのでございすから、

そういう考え方から持ってまいりますれば、在外公館自体のそれぞれの位置なり名称というものは、むしろ何と申しますか、組織法の考え方からいえば、政令に落ちるようなものになるのじゃないか。それから一方、やはりこちらのほうからいいますれば、名称・位置というものは必要なんです、そこに給与の観念を一緒にくっつけてしまおう、そういう考え方でいたしてまいりましたので、ちよつといささか朝令暮改の気味がございましてまことに恐縮なものでございますが、今回いろいろ法制局とも相談いたしましてこういう形にいたしましたわけでありす。

○西村関一君 給与法に吸収するということになりますと、どういふ点がぐあいが悪いのですか。

○政府委員(佐藤正二君) まあ結果といたしましては給与と一緒にしたわけでございますが、むしろ何と申しますか、一つの館が先にできまして、それがまずそういう一つの事実がございまして、そこに働く職員がどうしてもおります。それに対する給与がもう一つの形で、それにくっついた形で出てくる、そういう観念でございす。

○西村関一君 そのほうが法の改正としてはむしろ自然の姿である、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(佐藤正二君) さようでございす。

○西村関一君 次に、住居手当の引き上げに関連をいたしましたお伺いいたします。

インドネシアは、昨年の国会に提出されました法律におきましても引き上げが行なわれております。今回も引き上げなければならぬという事情について御説明を願ひたい。

○政府委員(佐藤正二君) 昨年、御承知のとおり四割ばかり引き上げております。ところが、また事実、昨年の時点におきましては、それで何とかなるだろうという考え方でございましたので、あそこは御承知のとおり非常に、何と申しますか、発展してまいりましたために、住宅事情が非常に悪くなり、実際にいわゆる現地人でない外交官その他外国人が住むような家というものは非

常に少ないために、そういう家の値上がりが非常に激しくて、どうにもこうにもなりませんので、もう一度お願いしたわけでございす。

○西村関一君 結局、現地の特殊事情によつて今年も上げなければならぬのですか。

○政府委員(佐藤正二君) そのとおりでございす。

○西村関一君 住居手当につきましては、今後毎年各国別に引き上げられる場合が考えられると思ひますが、その経費は相当な額にのぼると思うのでございす。むしろ政府は、在外職員の住宅はできるだけ相手国から購入するように努力されるほうがいいのではないかと。この点、いかがでございしょうか。現在そういう措置をとっておられるところが他にあれば、それもお示しをいたしたい。今後どういふ方針で臨まれるか。毎年住居手当を引き上げていくということもわかりますけれども、それを職員の住宅——もちろん大使の公館は別といたしまして、職員の住宅は、これはやはり相手国から買上げるということが財政措置として許されるならば、そうしたほうがむしろ在外職員の方も落ちついてやれるのではないかと、いふように考えます。そういう点の外務省のお考えはどうなんでしょうか。

○政府委員(佐藤正二君) 大体今回のあれが二千万円くらいの金になります、買入れると申します。か、こちらの日本のほうのものにするという形のもは、主として発展途上国でやっておりますわけでございますが、職員宿舎という形で長期契約ないし買入れあるいは建築いたしましたしてやっておりますがございす。これは主として発展途上国でございす、現在のところ四十二軒でございす。インド、インドネシア、ペトナム、カンボジア、マレーシア、ラオス、ブラジル、オーストラリア、セネガル、ナイジェリア、釜山、こういうことで四十二軒でございす。現在つくっておりますのはザンビアでつくっております。これは主として発展途上国の問題になりまして、先進国ではわりあい借り家が手に入りま

すものですから、それぞれの好みもございすので、固定したものをより、先進国ではむしろ借りさしたほうがいいと、それぞれの事情に即しましてやつていかなければならないと思つております。このこちらのほうのいわゆる簡易宿舎のほうは、発展途上国のほうではなるべくたくさんつくりたいと思ひまして、毎年大蔵省に頼みまして、少しずつでございすけれども、だんだん増加させております。

○西村関一君 住居手当の問題に関連をいたしまして、在外職員の家具の問題、これはなかなかの負担になっていと思われのでございす。しかも、移動の場合、転勤を命ぜられた場合に、その家具を持ち運ぶということがなかなか困難な事情にあると思ひます。せつかくとこのえたものを二東三文で処分して行かなきゃならぬという実情にもあるかと思ひます。これは政府で、そういう点につきましては、これは政府で、外務省でそういうものを用意するといつても、それこそいまいのおことばのように、やっぱり各人の好みがありまして、そういうぐあいにいかないと思ひますが、家具につきましては特別な配慮がなされておりますか。

○政府委員(佐藤正二君) まことに御指摘のとおりで、非常に困つておる一つの問題でございす。まあ、いまのところは、ある意味では全然対策なしという、政府側としては何ら対策を講じてないというのが実態でございす。お互いの個人的な取引で——取引と申しますか、前任者から買い取るとかいうようなことでやつていのが実情でございす。

ただ、二面ございまして、家具の移転料という問題が一つございす。この移転料はなるべく実情に沿うように、旅費の中に入っておりますけれども、移動のときの旅費をなるべく実情に沿うようにしたいと思ひまして、昨年なんかちよつと改正いたしましたんですが、それ以外の、いわゆる政府で何らかのものを買い取つてそれを順々に、何といひますか、減価償却しながら貸してい

くというような形のもの何らか考えられないかと思っておりますが、いまのところまだ実現に至っておりません。

○西村閣一君 その移転のときの移転費の問題ですが、これは手当の中に含まれるということでございますけれども、おそらく相当の足が出るんじゃないかと思う。その実情はどうでございますか。

○政府委員(佐藤正三君) これも場所によりまして、それから、いろいろ荷物の多さにもよるものでございますから、一がいに出ているか、出ていないかと言えないという問題でございますけれども、昨年の予算で御承認いただいた分で旅費が相当ふえまして、いわゆる移転料というものがわりあい実情に沿ったものになったと思っておりますけれども、まだおそろく足りない人は足りないだらうと思ひます。また、これは非常に個人差がございます。家族が多い人はやはり非常に多いわけでございます。したがって、一がいには言えませんが、せんでございますけれども、もう少しやはりふやしたほうがいいんじゃないかというぐあいに考えております。

○西村閣一君 家具は、申すまでもなく、やはり生活の必需品で重要な要素でございます。そういうもので、しかも、外国公館に勤務する職員の方は、やはり自分の家庭でいろいろその国あるいはほかの国の外交官と接触をするという場合も相当あると思ひます。そういう場合にひけ目を感ずるような状態では、これ、ぐあいに悪いと思ひます。その点についての特別な配慮が必要でないかと思ひますが、いまのお話ですと、ほとんどどう対策なしと、個人の考え方、個人の配慮によって何とかやっておるといふふうに受け取れるのでございますが、もちろん、その旅費の手当の中に幾らかそれが認められてきたということでございますけれども、その点、もう一度、どういふふうにお考えになっておられるか、ちょっと伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤正三君) まことに御同情のある

おことばをいただきましてどうもありがとうございます。ほんとうに何とかしたいと思ひております。ぜひともそういった御趣旨に従って努力したいと思ひます。

○西村閣一君 次は、在外公館勤務職員の子弟の教育費の問題でございますが、在外公館に勤務する場合に、若い職員の方々の教育費の負担というものは相当大きいと思ひますが、実情はどうなっておりますか。その子女の教育費の問題につきましては、毎国会において政府は検討していくということをお約束しておられるのでございますけれども、諸外国の事例と比べて、一向それがまだ十分になされていらないというふうに私は感じておるのでございますが、その点、実情がむづかしいのか、むづかしいとすればどういふところにその原因があるのか。やはり子女の教育について十分といふところまではいかなくても、外国勤務の公務員の方はその点においては非常に犠牲を払っておられるわけですから、安心してとにかく職務に励むことができるように、子女の教育については心配ないというふうなそういう措置がとられないかと思ひますが、その点、いかがでございますか。

○政府委員(佐藤正三君) 実は先生御指摘のとおりでございます。われわれの仕事の面でも、やはり子女の教育をきちんとやるということが、われわれの仕事にも後顧の憂いをなからしめるゆえんであると思ひております。それで、今回の予算折衝の場合にも大蔵省とも話しまして、何かそういうようなものをつくってもらえないかというふうなことをいろいろ話し合ったわけでございますが、まあ、子女関係にはいろいろの問題がございます。いまの御指摘の教育手当の問題、それから日本に置いておられます子女の呼び寄せという問題がございます。これと両建てでまいりまして、今回は、年に一回日本におられます子女を呼び寄せる旅費を出してもらひまして、それで妥協したわけでございます。ある意味では、しかし、この子女教育手当の問題は依然としてわれわれ考

ておりますし、いつの日にかこれを実現したいと思ひております。したがって、調査はずっと継続して行なっております。大体どういふふうな金がかかっておるかというふうな調査はずっと行なっております。その一端でございますが、小学校の生徒を一人持つておる場合に、世界の平均として大体五十ドルぐらいかかるというこの調査結果が出ております。

○西村閣一君 現地に適当な教育機関がない場合に、ほかの国——第三国において教育をさせなければならぬということなんです。その場合でも小学生は五十ドルということなんです。さらに高学年になりますと相当な費用が要すると思ひます。高等学校、大学ということになりますと相当な費用が要すると思ひますが、その点は実情はどうなっておりますか。

○政府委員(佐藤正三君) 御指摘のとおりでございます。後進国地域ないし東欧地域におきましては、必ずしも現地で適当な学校が見つけれないという場合が非常に多いわけでございます。したがって、たとえば中近東地域をとってみますと、一人の小学生を持つておる人が大体月平均七十四ドル、それから中学生といたしますと百十三ドル、それから高等学校で一番たくさんかかっているのが百七十三ドルというふうな数が出ております。それから小中学生にいたしましても、最高は非常に高いものになっております。三百ドルくらいかかっているのがございます。個人差がいろいろございます。

○西村閣一君 いま官房長のお話によりまして、相当な費用がかかっている。しかも、子女の教育費として出されておるのは、呼び寄せのための費用だけがよく予算が取れたという実情であります。これは、さき申し上げましたように、また官房長もそうだとおっしゃったように、実際に安心して仕事に励むことができないと思ひます。子供のことはかなり気にかかっている。金の問題がつきまとってくるということなんです。これは外務当局としても苦勞しておられると思ひ

ますが、もう少し大蔵当局に強く当たって、この問題をもう少し前向きに処理できるように御努力していただきたいと思ひます。大臣にはあとで伺いますが、官房長、どうですか。

○政府委員(佐藤正三君) 全く御趣旨のとおりでございます。今後とも努力いたしたいと思ひております。

○西村閣一君 いま在外公館のあるところで教育施設のあるところは幾つくらいありますか。

○説明員(遠藤又男君) いまの御質問が、もし日本人学校ということでございます。現在二十三校でございます。

○西村閣一君 在外職員の子弟の教育の問題につきましまして一つの悩みは、日本語を忘れてしまふということだと思ひます。外国で教育を受けるという場合に、母国語日本語がわからない。読むことも書くことも話すこともできないというふうな状態で日本に帰ってこられるという事例があると思ひます。日本語の教育につきましましてはどういう配慮をしておられますか。日本語学校のあるところは、しかも、それは低学年の場合だけだとそこに入れるということも可能でございます。日本語の教育につきましまして。

○説明員(遠藤又男君) いま申し上げました二十三校のほかに補習学校がございます。現地のほかの学校に通学して、その余暇に、日本人団体でつくっております補習学校に入れて、日本語その他、特に日本に關係の深い勉強をするということになっておりますが、これは現在約二十校ございます。

○西村閣一君 たとえばどういふところにございますか。

○説明員(遠藤又男君) 補習学校の例を申し上げますと、大体先進国でございまして、ロンドン、デュッセルドルフ、ハンブルク、アムステルダム——ヨーロッパはいろいろございます。あとアメリカは、ニューヨーク、シカゴ、サンフランシスコ、シアトル、ロサンゼルス、ワシントン、それから豪州にございます。

○西村関一君 さっきのお話にありました日本語学校といふ申されました補習学校に勤務する教師はどういう身分で、どういう待遇で勤務しておられるのですか。

○説明員(遠藤又男君) 現在のところ、日本人学校に派遣されております教員については三つございいます。一つは、文部教官のままで行っている人、それから各都道府県の公立学校の教員の身分で行っている人、それから国内に身分を持たないでつとめたい人、これは大学を出てすぐに国内でつとめたい人、これは在外の学校に就くために出かけるという人でございいます。これは現在の数で申し上げますと、現在派遣されております先生の数が百人でございますが、最初の文部教官が十六名、それから地方の公立学校の教員、地方公務員が四十二名、それから国内に身分を持たない人が四十二名、こういうふうになっております。ただ、最後の、国内に身分を持たない人というのは、いろいろの関係で支障が大きいものでございいますから、四十五年度からこの派遣を取りやめまして、全部、最初申し上げました文部教官が地方公務員の身分で行くか、どっちかに限るようになっているわけであります。

この給与でございますけれども、各地によってそれぞれ在勤手当が違っておりますが、平均しますと、インドのボンベイ、これが平均のところになっておりますけれども、二十年以上教職の経験ある人が五百七十六ドル、月額ですが、以下段階がありまして、六年以下の人が一番低くて三百四十六ドルというふうになっております。これに加えて、配偶者を同伴する場合には、在勤手当の二五％が支給されております。さらに四十六年度から実施されることになっているものとして住宅手当がございまして、これは同じく在勤手当の二五％を加えるということになっております。

○西村関一君 これらの教師の方々の帰国後の身分保障、これはどういふふうになっておりますか。

○説明員(遠藤又男君) 先ほど申し上げましたように、現在三つの区分がございまして、文部教官と、地方公務員の資格を持っている公立学校の先生、これにつきましては帰国後身分がそのまゝ保障されているわけでありまして、第三番目の国内に身分を持たない者で大学を卒業してすぐ出かけた先生、これにつきましては法的な身分の保障がないわけでありまして、それで、これにつきましては、実際問題といたしまして、文部省を通じて各都道府県の教育委員会その他に依頼いたしまして、支障なく学校に採用してもらえようように手配しております。実際問題として大体問題なくいっているわけでありまして、これはいろいろ支障があるもので、本年度からやめているというところは先ほど申し上げたとおりでございます。

○西村関一君 そういう状態でございますが、その点、補充には不便はございませんか、教師の補充には。

○説明員(遠藤又男君) 文部省それから地方の教育委員会等も非常に先生の問題につきましても同情的にやってくださっておりますので、実際問題としては不便のない、支障のないように運営されておるわけでございます。

○西村関一君 在外勤務年数と勤続年数との関係はどうなっておりますか。

○説明員(遠藤又男君) 文部教官は、在外に出ます場合に出張扱いで出ております。それで、そのまゝ在外勤務の年数が勤続年数に加えられるので、全然問題がございません。

それから、地方の公立学校の先生の身分で出ておる者につきましては二つのやり方がございまして、一つは出張扱いになっております。これにつきましては、文部教官と同じように全然支障がないわけでございます。これは大体半分でございまして、それからあとの半分は休職扱いで出ておるものでございまして、その場合は、在外勤務年数の半分、二分の一が勤続年数として加算されるということになっております。

けた人につきましては、勤続年数としては加算されないのが通例になっております。

○西村関一君 次に伺いたいと思ひますのは、この法律の改正によりまして幾らか在外公館に勤務する職員給与が改善されるわけでございますが、全体として必ずしも十分だと言えない。経済大国といわれている日本の在外公館に勤務する職員の給与は十分だとは言えないと思うのでございまして、諸外国と比べてどういふ比較になっておりますか。一等書記官の場合、二等書記官の場合、日本とドイツとイタリアと、英国、豪州をういったようなところと比べてどういふ状態になっておりますか。これはそれぞれの国との比較について伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤正三君) それは駐在地にございまして、例といたしましてワシントン在勤の例をとりますと、ワシントン在勤の日本のわれわれの同僚の一等書記官が、いわゆる本俸、在勤基本手当、奥さんを連れて行ったと仮定いたしました配偶者手当、住居手当、みな入れます月額千三百八十ドルでございます。それから、これと同じような仮定でドイツの一等書記官、大体同じぐらいの人をとりますと千六百六十八ドル。それからイタリアの例でいきますと千九百八十四ドル、豪州の例で千五百七十九ドル、それから英国の例で千七百二十六ドルということ、非常に格差があるわけでございますが、日本が一番下でございます。

○西村関一君 いま官房長の御説明によりまして、日本が一番低いということが数字ではつきりいたしました。これは比較のしかたにもよると思ひますし、必ずしも向こうの資料が日本の例と合致するかどうかという点にも問題があると思ひます。とにかく、やはりこれらの国々比べて非常に低い、「非常に」じゃないのですか、とにかく低いということが言えると思うのでございまして、二等書記官の場合はどうでしょう。

○政府委員(佐藤正三君) 同様な設定でまいりましてワシントン在勤ということにいたしますれば、日本の場合が千五百三十三ドル、ドイツが千五百六十二ドル、イタリアが千六百五十五ドル、それから豪州が千三百五十一ドル、それから英国が千三百七十一ドル、大体同様な傾向をたどっております。

○西村関一君 二等書記官も一番下ですね。一等書記官よりはもと差が開いておるといふことなんです。数字ではつきり出ておる。ですから私は、今日経済大国といわれている日本の在外公務員の方々の待遇は十分だとは言えないと思うのです。さっきも触れましたように、職員の方が外地において勤務をせられる場合において、ただ、役所で大使館、総領事館でつとめられるというだけではない、そこに派遣されておるといふこと自体、これは日本国を代表する者であることは言うまでもありませんし、そういうことにはふさわしい待遇がなされているかどうかというところに私は問題があると思ひますし、子女の教育費の問題もあるし、住居費の問題も生ずるであらうし、私がいたりました資料によりますと、この中には日本の場合には交際費というものが費用が出ておる。他、他の国の場合を見ますと、子女手当であるとか、あるいは交際費であるとかいうような費用がついておるから、こういうことと比較をいたしまして、英国の場合のごときは体面維持手当といふのが加算されているようにございまして、やはり外交官として体面を維持するために必要な費用が考慮されておる。そういう点につきましては、日本の場合は全体の中でそれらの点が考慮されて、子女の場合は、先ほど御説明があったとおり、不十分であるといふことでございますが、この在勤基本手当といふのはそういうことを意味するのですか。いま私の伺ったようなものについてはどういう待遇になっておりますか。

○政府委員(佐藤正三君) 基本手当は、何といひますか、在外に出まわっている仕事の事を、体面を維持する、外交活動もする、そういうふう

な、何と申しますか、全部のものをグローバルに考えまして、それをある意味では大福帳にたたき込んでしまつてつくれたものでございます。もとも昔は在勤俸と言つておりました分でございます。それで日本の制度はもとそれ一本でやっております。それで、それと、配偶者を連れてまいりますれば、いわゆるその在勤俸の四割をつけたという形でやつたわけでございます。ただ、それをやっておりますと、やはり住居の問題は非常に特殊な問題でございます。その中に住居の費用までたたき込みますと、住居の費用を非常に圧縮いたしまして、逆に申しましたら、ほかの費用がたかさんかかるといふために住居の費用が圧縮されてしまつて、非常に外交官としてのふさわしくないような住居に入るといふような例もあります。それから、住居手当といふものを別にいたしまして初めて、そういった、何と申しますか、特殊の手当をつけたわけでございます。したがって、日本の制度はそういった形から出てまいりましたものでございますから、いろいろのほかのいわゆる手当といふものが新しくこれから出ていくという形になっております。一方のほかの国の制度は、もともとそういうものの一部として基本手当みたいなものがあつたわけでございます。それから、ちょっと沿革が違うのだらうと思ひます。まあ国によりまして、交際費にいたしましても、豪州なんか交際費を各館員に分けていふといふことも、むしろ交際費をしなければならぬといふことで、一種の手当的な観念を持っておりますが、日本の観念は、むしろ交際費といふものは館で交際費を必要とするから、交際費といふものは館につけて、館長がこれを全部どういふふうにするかといふことをきめるといふような形で、そういう観念でやつておりましたために、交際費といふものが手当の中に入つてこないわけでございます。まあ、いろいろ考え方の違いがございます。それから、実情に即したものにだんだん変えていかなければならぬと思ひますが、現在の状態はそういうところの沿革から来ている理由があるわけでございます。

○西村閣一君 交際費は館から支払う、館につけるといふたてまえになつていふことですが、館全体の予算として、いま申されたこれらの国々と比較して、館全体の予算は日本はどのくらいにランクになつておりますか。

○政府委員(佐藤正二君) これは館によつて非常に千差万別でございますが……

○西村閣一君 ワシントンの場合。

○政府委員(佐藤正二君) ワシントン自体は、これは非常に大きなものになつております。ちよつと全部の数がわかりませんが、交際費なんかを考へますれば、在外の交際費が現在七億八千万でございますが、一割以上ワシントンに行つていふのじゃないかと思ひます。七千万、一億近いものも行つていふのじゃないかと思ひます。

○西村閣一君 いや、交際費の場合だけでなく、たとえばワシントンにあるところの日本大使館とドイツ大使館と、それからその他の、いま例をあげたような国々、イタリーとか、そういう国の全体の予算と比べて、これはなかなかわからぬと思ひますが、どのくらいにランクになるかといふことなんですよ。

○政府委員(佐藤正二君) これはおっしゃるとおり非常にわかりにくいのでございます。と申しますのは、まず、現地で雇つておられます人間の給料だとかあるいは電信料とか、そういうふうなものはまだわかりやすいのでございますが、その他の工作費その他になりますれば、これは絶対にわかりません。これは向こうのほうを取らうとして、こちらでも出さなければならぬ、向こうのほうを取らうとしてもわかりませんものでございまして、それから、そこらのところが入りますと、全体のスケールというのは、これが非常に大きくなるわけですから、全体のスケールがわからなくなるわけでございますが、おそらくやはり先進国の中ではそれほど上のほうじゃないような気がいたします。

○西村閣一君 上のほうでないような気がすると

いうことですが、私五年ほど前にその調査をしてもらつてデータを出してもらつたんです。大体中ぐらゐのランクなんですね。先進国じゃなくて開発途上国を含めて中ぐらゐのランク。いまそれよりもっと上へ上がつていふかと思ひますけれども、いづれにしてもまだ低いところにあるんじゃないかといふふうに思ふんです。私が伺つておりますのは、外交官の方々がみずばらしいかっこうでひげ目を感じなさるようなことのないように給与改定の法案を審議してゐるんですから、そういう点に対する積極的な外務当局の姿勢がほしいという意味から伺つておるんです。

それで大体わかりましたから、大体わかつたところによりまして、これらの国々と比べても非常に低い、一番下のランクになつておるといふことなんぞでございますが、この点はよく考慮してもらいたいと思ひます。

次に、外交官の公の名称、たとえば参事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官、その在勤年数はどういふふうになつていますか。これはほかの主要な国々と比べて、在勤年数、つまり、三等書記官を何年やつて二等書記官になる、二等書記官を何年やつて一等書記官になる、一等書記官を何年やつて参事官になるのか。それはフランス、アメリカ、連合国、ソ連などと比べてどういふ比例になつておりますか。

○政府委員(佐藤正二君) 現在の日本のほうの關係でございますが、われわれ上級試験と申しておりますが、外交官試験を通つた人間の基準でまいりますと、三年で大体三等書記官、七年で二等書記官、十二年で一等書記官、それから二十年で参事官。大使はそれぞれの人によりましていろいろでございますから、これはちよつとわかりません。

それから、これを各国と比べますと少しづつおくれしております。たとえばフランスでございますが、二年で三等書記官、三年で二等書記官、十年で一等書記官、十九年で参事官。それから連合国をとりましますと、やはり参事官になるのは十七年、

それから一等書記官七年、二等書記官三年。ソ連が三等書記官が四年、二等書記官が七年、一等書記官が十年、参事官が十二年。大体少しづつおくれしております。参事官ぐらゐのところまで行きますと、日本の参事官のほうのはかの国の参事官よりも年を取つていふ、こういうことになるわけでございます。

○西村閣一君 これはそれ理由があり事情があると思ふんですけれども、たとえば二等書記官であつても実際は第一書記官と同じような仕事の内容を持つてゐる、またそういう立場で折衝をしておられるという場合に、参事官までなるのには上級試験を受けてから二十年かかる。そういうようなことで、対外折衝せられる場合に、やはり日本大使館は二等書記官である、あるいは三等書記官であるといふようなことで、そのような幾らかのズレがあるといふことでございしますが、それは差しつかえないんですか。

○政府委員(佐藤正二君) これは御指摘のとおりでございます。特に発展途上国の關係ではわかりにくい相手方が多い場合が多いわけでございます。そういうふうなときに、特に名称が三等書記官だと相手にされないといふような場合もあるものでございまして、ローカルに、たとえば三等書記官でも二等書記官を名乗る、一等書記官でも参事官を名乗るといふことを許可する場合がございます。これは外務省の關係でやつておるわけでございます。それからもう一つはいわゆる名称公使と称するものがあるわけでございますが、公使は、御承知のように、いままでの慣行では特命全權公使といふものがあつたわけでございますが、これは、定員が現在のところ四人でございますが、か、といふことでございまして、これは政令で参事官の一部を公使と名乗らせることができるやうになつておまして、それを認めておるのが相当でございます。

○西村閣一君 公使の場合、参事官に公使という名称を使わせるということはいふんですけれども、開発途上国において三等書記官でも一等書記

官という名称を使っているという、そういう一つの便法を使っておられる。それはわかります。それはそれでいいと思いますが、いわゆる先進国においてそういうことはなされてないと思うのですが、そういうことで、二等書記官の方が対外折衝せられる場合に、あるいは三等書記官の方が対外折衝せられる場合に、もう少しひとつ何とかが配慮できないものだろうか、年数を縮めるというようなことをすることはできないのでしょうか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(佐藤正二君) お話のとおりでございますが、主として問題が起りましたところが後進国——後進国と申しますか、発展途上国であつたものから、そちらのほうに非常に集中してやつたわけでございますが、これはむしろ全体的に二十年とか何年とかいう、いわゆる昇進の年数自体をローカル・ランク・ジャ・ジャ・ジャで、実際に昇進の実施を早めたほうが根本的な解決方法でございますから、そちらのほうに努力したいと思っております。これは徐々に短くと申しますか、早く上に上がれるようにしておりますのでございませうけれども、まだ依然として国際水準に達していませんのでございませうので、今後とも努力したいと思ひます。

○西村閣一君 官房長もそういう御経験をずっと持つていらつしやるわけですから、私が聞くまでもなくよく事情は御存じだと思ひますので、せっかく御努力願ひたいと思ひます。

最後に、外務大臣にお伺ひいたします。いまお聞き及びのとおり、日本の外交官の待遇は必ずしも満足とは言えないことがはつきり出てまいりましたのですが、これは外務大臣としてもぜひお考えをいただきたい。私は、諸外国の公務員と接触をいたしても、いいところ悪いところもございませうが、とにかく落ちついて仕事をやっております。これは外務省、外交官の場合だけではないと思ひます。ほかの諸外国の公務員の場合をひっくり返して落ちついて仕事をしておると思ひうのでございませう。それは、やはり一つは待遇の

問題において後顧の憂いがないようにされておるということだと思ひます。落ちついて仕事をしております。これは子女の教育の問題、住居の問題、また全体の給与の問題を含めまして、いま官房長その他から伺ひましたところによつても明確でございますけれども、私が言うまでもなく大臣がよくおわかりだと思ひます。そういう点に對しまして、大臣としてこの法案を審議する過程において今後外務省の最高責任者としてどういうお考えを持っておられますか、まとめてお伺ひをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど来、外交官の待遇の問題についていろいろこまかい御配慮のあるお尋ねをいただいて、私も聞いておりました。たいへんありがたう思つたわけでございます。私も、せっかくのお尋ねですから、少し事務的でないお答えになつてと思ひますけれども、私はこういうふうと考えておりますが、なかなかうまくいつておりません。

一つは、この外交官の在外手当、給与というものを外務省の職員の手で立案してもらふことは気の毒だと思ひます。これはどうしても第三者機関でもつて、そして日本の外交活動に對して御理解のある方々から、しかも第三者の客観的に見てどういふふうな給与を、あるいは給与基準をつくるべきかというのをぜひ見ていただきたい。具体的にはたとえば人事院にひとつお骨折りをいただくということも必要かと思ひます。現に外務省の給与についての審議会もございませうけれども、どうしてもこの外務公務員の給与の問題だけを取り上げる審議会ですと、そこへ出す原案は外務省がつくりまします、いわばお手盛りと見られないうちに遠慮がちなものに原案自身がなつてしまふ。こういうふうなことを私が見ておりました、まあ第三者的に、できれば人事院というふうなところでこの問題を本格的に取り上げていただきたい。で、国内の国家公務員の給与は毎年人事院の勧告によつてしかるべく保障されている。ところが、外務公務員につきましてはそういう保障さ

れてゐる制度はございませんで、みずから案をつくり、遠慮がちに大蔵省とも接触をして、出てくる結論は不承不承のまざるを得ない程度であつて、それをこももたと言つて、国会等にはこれが最善の案でございませうと言つて説明せざるを得ない。これが私は偽らざる実情であると思ひますから、どうかひとつそういう点で今後ともいろいろの面から御協力をいただきたい、こういうふうになつておきます。

それからそれについては、したがつて、そういうところではほんとうに本格的に取り上げていただければ、いろいろいいお知恵が期待できると思ひます。これは、やはり教育手当の問題というふうなことはまことにゆがせにできない問題である。で、ここの問題は、いわゆる呼び寄せ問題とそれから在外における教育の問題と二つの問題にして両方ともお願いしたかったのですが、折衝の過程において、一つは来年の問題にいたしたい。こゝしは呼び寄せのほうだけを解決したいというふうになつております。

それからその次に、非常にこまかく、たとえばワシントン在勤の各国との各クラスの比較についても御関心を持っていただきたいへんありますが、思つたのですけれども、問題は二つ私はあるように思ふ。一つは、昇進自身をもっと早くしなければならぬということですが、これは戦前戦後を通じていろいろの経過がございまして、傾向としてはこれからの昇進は早くなると思ひます。自然の勢いにまかせておいても、そこに若干の人事行政上の配慮を加えれば、いまが一番つかえていくときだ。——つかえていくというのは、何といふんですか、一番昇進がおそいところの際会にしてあります。したがつて、これはいまから十年ぐらゐ先を展望すれば、むしろ日本の外交官の働き手の一番大事なところが非常に不足になるというところをおそれられる。逆にいえば、日本の外交官の昇進は總体的に早くなる、こういうことに私はなるだらうと思ひますが、これに對しては事務当局も十分今後配慮していかれるだらうと期待

しております。

それからもう一つは、二等書記官、二等書記官という最も大事な働き手のところを中心にお尋ねでありましたけれども、実は大使の在勤手当も見えていただきたいんですね。これはやはり遠慮がございまして、下に厚くということ、この数年手をつけておりませうけれども、これをたとえ駐米大使の在勤手当ということ、これを在米大使の手当と、——これははつきりしたところはなかなか捕捉できませんけれども——比べていただきたい。あるいはその間におけるアメリカ本国自身の公務員といふんです、役人の俸給の上がり方と駐米大使の在勤手当を比べていただきたいと思ひます。全く問題にならないほど低いんです。それから昇進——昇進といふんです、物価その他の諸式の上がり方に比べて全く固定的に、一つも上げられていない。こういう点に、外交活動の不活発を御指摘いただくのも無理からぬところだと思ひます。その面に反省が必要だと思ひますが、同時に、十分に職足を伸ばして働けるような環境をつくつていただくことは、私は西村さんの御意見に全く同感でございまして、そういう点を全部総合的に伸ばしていただくには、どうしても外務省の会計課中心の遠慮がちな案だけで、もう少し特殊なものとして国家公務員の全体の給与問題と切り離していかねばならないというの、たいへん外交官諸君に對して私はお気の毒だと思ひます。私の外務省に参りましてからの非常にラフな所感ですけれども、これをこれ以上大きく取り上げていただくためには組織的な改善がどうしても必要だということに私は結論づけられたようなわけでございます。たいへん大ざつぱなことですけれども、以上のような考え方をもちますし、また、そうは言つていても、一ぺんにはそういうふうにはならないかもしれませうが、そういう点を十分に頭に置きまして、具体的な問題にも絶えず積極的な工作をしてまいりたいと思つております。

○委員長(松平勇雄君) 他に御発言もなければ、

本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ
を願います。

別に御意見もないようですから、これより直ち
に採決に入ります。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する
法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松平勇雄君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案とおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(松平勇雄君) 次に、国際情報等に関す
る調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のある方は、
順次御発言を願います。

○長谷川仁君 外務大臣にまずお伺いしたいんで
すが、私、中国問題からきょうはお伺いしたいと
思います。

中国問題は、ここ数カ月来非常にいろいろと論
ぜられておるのでございますけれども、私どももい
ろいろとマスコミの論調その他を見ておりまし
て、日本が中国問題を解決する基本的な姿勢と
いいますか、方針というか、これは四つあると思
います。一つは、国際信義あるいは経済的利益
あるいは国際世論についていく。最後はやはりイ
デオロギー、この四つあると思うんですが、外務
大臣としてこの中国問題の解決はどの姿勢、どの

方針が一番正しいというふうにおとりになるんで
しょうか。

○國務大臣(愛知揆一君) いま四つおあげになり
ましたけれども、私は、イデオロギーというの

は、基本的にどんなイデオロギーをとるかという
ことは、それぞれの国の、あるいは国民の自主的

な立場の問題ですから、これは問題にならないと
思います。すでに体制の違う国とも十分よく団交

が結ばれておるわけですから、これは問題ないと
思います。ですから、私も政府といたしまして

は、国際信義とかそれから利益それから国際的緊
張の緩和ということ、よく三つの条件の中にあ

げておりますが、そういう点がやはり一番中心の
考え方でしかるべきではないかと思っております。

三つの点が政府の取り上げておる取り上げ方と
は多少表現が違いますが、大体似たような

お考えではないかと思われま。

○長谷川仁君 そこで外務大臣にお尋ねいたしま
すけれども、戦後の憲法、いわゆる平和憲法、こ

の憲法の中で九十八条というのが特に加えられた
その経緯というものを調べてみますと、日ソ不可

侵条約を犯したと云ってソ連を責めておりますけ
れども、戦前から終戦までの日本の外交面におい

て、不戦条約あるいは九カ国条約とかあるいはい
ろいろな国際法規にしばしば違反してきた。そこ

で、今後日本にそういうあやまちをさせまい、ま
た制約しようという意味で九十八条を加えられた

というわけですね、経緯を調べてみると。そうす
ると、一九五二年に結んだところの日華平和条

約、この破壊の問題が盛んに出ておりますけれど
も、外務大臣としては、これをかりに破壊する

というふうなことがあると、これは憲法違反になる
というふうにお考えでございしますか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私の意見を率直に申し
上げますと、まず憲法の問題よりも前に、国際条

約というものは、その条約にきめられた廃棄の手
続によつて廃棄する場合でない限り廃棄できない

というものが、国際法の通論の通則ではないかと思

います。それから、それならば絶対に廃棄できない
かといえ、たとえば二国間の条約であった場合に

に、一方が条約にきめておる条項について非常な
義務違反、条約にきめられておるところの義務を

履行しないというような場合はあるいは廃棄の要
因になるかもしれない。それはやはり国際条

約の論議としてはあり得る議論であると思いま
すけれども、しかし、そういう場合でも、廃棄の

手続、あるいはどうしても義務違反が違反でない
かということが論議になる場合には、第三者のあ

るいは国際機関等の判定を求めるといのが筋合
いであるというのが大体国際条約論の国際的に通

用した議論じゃないかと思ひます。

それからもう一つは、事情変更の原則というこ
とが国際法論議の中の議論としてあり得るわけ

です。そしていわゆるウィーン会議で、ウィー
ン条約というふうなところでもそういうことが論

議の対象にはなつた事実がありますが、しかし、
何を以て事情変更とするかというところについて

は国際的なべき通則がない。それから、ウ
ィーン会議でもそれに付いての結論は出ていな

い。こういうふうには承知しておりますので、
私は条約学者ではございせんから、いづれそれ

らの点について必要があれば専門的に政府委員か
らもお答えいたさせますけれども、私が承知して

おります条約と条約廃棄問題というのは、そうい
う点から論議するべきである、かように存じま

す。そういう国際法的な、国際的な議論等を通じ
ての考え方が、わが国の日本国憲法ができました

ときこのことを制定された方々の背景に考えられ
たのではないだろうか、こういうふうには理解し

たしておりますが、しかし、お断わりしておきま
したように、これは私は学者としての議論ではご

ざいせん、学識論でございしますから、そういう
ふうにお受け取り願いたいと思ひます。

○長谷川仁君 この問題だけ取り上げてもこ
れは相当に論議が続くわけですが、時間がござい

ませんので、やや個別的な質問をいたしたい
と思ひますが、中共側の論理に立つてかりに国交

回復交渉をするとした場合、どうしても日中の戦
争状態が継続しておることが当然これから

も論議のあらになつてくるだろう。中共側あるい
は日本側の一部が言っているところの日中の戦争

状態、この継続というものの根拠は、この間も石
原慎太郎君が言っておりましたけれども、一九三

二年の対日宣言が有効だ、こう言っているわけ
でございします。そうすると、これは事実上中共自

身が「二つの中国」、あるいはその当時から「一つ
の中国」「一つのソビエト」を是認する逆説に通ず

るわけでございます。言うなれば、中共が対日賠
償請求権を留保する限り、中共は好むと好まざる

にかかわらず、二つの政府の存在を認めること
になる。そういうことになりませんか。そうすると

、外務大臣としては、日中の戦争状態というものは、
この間の石原君の質問では、条約局長は、これは

私ちょっとはつきりつかめなかつたんですが、黙
殺といひますか、あるいはこれは認めていないと

いうような方向だったんですけれども、外務大臣
としてはいかがですか、この日中の戦争状態は。

○國務大臣(愛知揆一君) これは一九五二年の日
華平和条約から以降の点を私は中心に申し上げて

おります。それから、一九五二年のときの問題に
ついては、私もあまり知識はございせんから、こ

なりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) そこは政府の見解は、日華平和条約において国と国との関係においては戦争状態は終結したのであるという見解をとっておりまうし、それから、読み上げるまでもないと思ひますけれども、第十一條に關する了解事項として議定書の(b)においてそのことは規定されておるわけですから、これでもう済んだことである、こゝういふ政府の見解をとっておりまうから、それがそやでない場合どうかといふことは、これはお答えできませんと申し上げざるを得ないと思ひます。

○長谷川仁君 いまお伺ひしました二点に關しまして外務省側の資料を、条約局としての資料をひとつお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 承知いたしました。

○長谷川仁君 それではひとつ、国連總會における代表権の問題をお伺ひしたいと思ひますが、まず国連局長にお伺ひいたしますが、国連局としては、この中国代表権の問題についてはどういふふうに考へてゐるか、検討といふか、あなたのひとつ国連局としてのあれを聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(西堀正弘君) たいへんめんどうな御質問なのでちよつと……。

○長谷川仁君 簡單でけつこうですか。

○政府委員(西堀正弘君) まあ、昨年の總會における結果があのようでございます。これは申し上げるまでもないことでございます。さて、その後、それから、この國際情勢の変化もございまして、来たるべき国連總會においてどういふようにやるべきかといふ点につきましては、事務當局といたしましてはもう、万全とまあ申しますと口幅つたい言ひ方でございますけれども、あらゆる事態を想定いたしましてこれに對処する方策を、この場合にはこゝう、この場合にはこゝうというように立てております。まあ、昨年の狀況の直後に、われわれは来年——すなわちこゝしには重要事項指定方式とアルパニア方式、この二つだけで對決させるとい

うことはあるいは事態の推移によつては必ずしも適當な方策ではなくなるのではないかといたしたうな私自身も考へを抱いたのでございまして、けれども、その点もまた、その後の情勢を考へまして、必ずしもそやでもないようでもありまして、ともかくそのレンジが非常に多ございまして、いまのところは非常に抽象的な言ひ方でございますけれども、大臣がおつしやつておりますやうな条件のもとに、とにかくあらゆる方式を考へていふといふ以上には申し上げられない現状でございます。

○長谷川仁君 同じ質問をアジア局長にいたしたいと思ひますが、アジア局長、いかがですか。

○政府委員(須之部三三君) 私どもの関心といたしまして、おのずから國連の問題と、それから二國間と申しますか、北京との關係をどうするかといふやうな点を含めていろいろ考へざるを得ないといふ面がございまして、もちろん、いまのところ、二國間の關係といひましても、先般の實質貿易コミニケ等ございまして、そう簡單に動くものではないと思ひますが、一方、國連のほうは時期的に限られてゐることでございますから、その面で、おのずから今度の國連でどうすべきかといふ問題は、時間の面から、言うならば、具体的な課題として出てくるということがあるわけでございます。したがひまして、私どもとしては、もちろん、當面の國連の問題と、それから、ある意味で、より長い意味での北京との關係といふことも考慮に入れながらいろいろ考へてゐるわけでございますが、御質問の、當面の國連でどうするかといふ点に關連しましては、具体的にどういふ案でどういふふうに動くかどうかといふ点は、いま國連局長から申したとおりでございます。その面を考へつつ、同時に、やはりある程度長期的な見通しといふものも持つて對処せねばならないといふことで、種々いろいろなやり方を検討してゐるというのが現状でございます。

○長谷川仁君 私がなぜ國連局長とアジア局長に質問したかといひますと、最近の新聞あるいは通信のスクラップを見ますと、見出しを読んでもみますと、こゝういふのがあります。中国代表權對策に迷う——外務省は迷つてゐる。それからもう一つは、外務省の對中国政策暗中模索、アジア、國連の主張がみ合はらず、こゝういふのがあつたわけですから、お二人とも笑つておられるが。それで、さらに追ひ打ちをかけるわけじゃありませんけれども、國連局長にお伺ひしますけれども、國連局長は、私が調査したところによると、現在の國連の地位を確保しようとしてゐる。國連局長は二点——個條書きを読みますと、現在の國連局の考へ方は、現在の重要事項指定再確認決議案では國連の地位の確保が十分でない。したがつて、國連憲章第十八條三項によつて、國連を國連から追放するには三分の二以上の得票を必要とするといふ重要事項指定決議案を提出しようとしてゐる。これが國連局長の考へ方だといふのですか、どうですか。

○政府委員(西堀正弘君) まず最初に、アジア局と國連局長の主張がみ合はざといふ、そのいふ点は毛頭ございせんので、その点だけまず申し上げさしていただきたいと存じます。

それから、國連局長の立場として國府をぜがひでも國連にとめておくといふ点が第一義だと申されましてけれども、これもわれわれに言わしていただきますならば、國府を追放すると申しますか、國府の犠牲において中共加盟と申しますか、そういったことをはかるといふことは、公正妥當な解決ではないといふ点、この点はアジア局も國連局長も私は何ら差異のないところであらうと、こゝう考へます。

そこで重要事項方式でございましてけれども、これがいまのままであれば、あるいはもう少し強化した方法、いま御指摘の十八條、第四條になりますけれども、とにかくそれを使うといふやうなこと——もちろんわれわれとしてあらゆる方策といひますか、當然のこととして考へてはおりますけれども、それは先ほど申し上げましたよ

うに、要するに、昨年どおりでもあるいはいいかもしれないけれども、それでは足りない、それではあふなつかしいといふことであれば、それを強化するといふやうな方策、そういうものも、あらゆる仮定の上に立ちまわつて議論はわれわれとしていたしておりますけれども、それ以上のものではございせんので、最後の御判断はやはり政治的にしていただかなければならぬ、こゝういふことでございまして。

○長谷川仁君 國連局長、うまく逃げようと思ひしたけれども、まだ逃がしませぬよ。

これは今度はアジア局長にお伺ひしますけれども、國連局長が國連の地位を確保しようとしてゐるのに対して、アジア局では中国との關係——中共です——中国との關係改善を推進しようとしてゐる。二つのポイントがある。すなわち、今次の國連總會に中国招請決議案を提出する、第二点は、國連における國府の地位については別途國連内部で協議する、というのがアジア局の見解だといふのですけれども、いかがですか。

○政府委員(須之部三三君) まず第一に、先ほど國連局長申しましたが、兩方の見解がいがみ合つてゐる、これはいささか私、表現が適當でないように思ひます。私どもの内部で議論いたしますと、現にどの局の意見といふことで議論することはやつております。内部にいろいろな議論があり得るのはこれは當然のことでございます。したがひまして、どの局がどう、どの局がどうといふやうな議論のやり方もまずいたしておりませぬし、そういう意識なしにいろいろなことを議論しておるわけでございます。

それから、アジア局はこゝういふ意見だ。それはどういふところからおまともになつたのか私よく存じませぬけれども、私どもとしましては実は何が——いま議論になつてゐる、これは非常にいろいろな点が問題になつておるもので、いま御指摘の点についてどう考へるかと言われましても、私どもいまアジア局の中でも実は人によつていろいろな議論がございまして。私どもでもいま考へ

ておりますのは、いろいろな問題点についてプロとコンというものをなるべく整理してみようということによっていろいろなこれは方式があり得るわけでございますから、そのプロとコンをまとも政治的な判断をする時期が来れば御決定をお願いするといふふうな、言うならば、検討を重ねておるといふ段階でございます。

○長谷川仁君 私は、両局長さんに申し上げたいことは、中国問題は意見を大いにかみ合わせたほうがいいと思うのです。というのは、中国の問題を論ずる場合に、歴史学者が言っているように、中国の問題は十年や二十年じゃ片づかない、あくまでも波乱興亡の四千年の歴史を持った漢民族の問題を論ずるには、少なくとも文化面、あるいは歴史面では一世紀——百年を単位に見ると、こう言っているわけです。ですから、私は、この中国問題を外務省の中でアジア局あるいは国連局が百花齊放、百家争鳴、大いにけっこうだと思ふ。むしろ私は、誤解していただきたくないのですけれども、その両局の間に、ことに若手の間に意見の対立があるという事は非常にけっこうなことだと思ふ。堂々とやっていたいただきたいのです。何も私はあなた方両局が見解の相違があるからいいなと言ふのじゃなくて、むしろ大いに論じ合つて、そうして、私は時間をかけてやっていただきたいという観点から言うわけです。その点ひとつ誤解のないようにお願いしたいと思ふのですけれども。

ここに鹿島先生いらつしやいますけれども、鹿島研究所で西堀さんが書かれました「国連における中国問題」、非常にいい文章です、これは。この中に中国代表権の問題について八つの解決方法があると思うのですが、外務大臣よくお聞き願いたいと思うのですが、どの方式が一番妥当かということなんです。第一は、「中国代表権の問題は原則問題であり、「今後とも基本的に従来と同一の方針を堅持する。」これが第一。

第二は、「重要問題方式を……国府追放は重要問題であるとする」。

第三は、アルバーニア案の後段の部分を削除する修正案を出す。

第四が、「中共、国府双方の議席確保を明文で規定する」。

第五が、「事務総長に普遍性の原則に基づいて適当な措置をとることを求める案」。

第六が、「一民族二国家の方式に基づき中共と国府をともに国連加盟国とする案」。

第七が、「すべての分裂国家を同時に国連に参加させる案」。

最後が、「ウクライナ、白ロシアがソ連邦とともに国連においてそれぞれ一票を与えられた故智に倣う案」。

西堀さんは八つあげている。これは外務大臣、あとで渡しておきます。この中でどれが一番妥当だといふふうにお考えですか、ひとつお伺いしたい。

○国務大臣(愛知揆一君) いまこれはアカデミックな問題として取り上げれば、そういう前提からいえば、私の頭の中には八つどころではございません。その倍も倍もあり得ると思ひます。したがって、この八つの、私も読んでおりますが、そのいづれというふうなことは、いま私としては申すべき段階ではございません。

○長谷川仁君 それではちょっとお伺いいたしますが、一昨日ですか、森先生が質問した法眼審議官の渡米に関連しますが、去る二月一日から四日にかけて米國務省のハーツ国連担当國務事務次官補代理とスチーブンソン同省法律顧問が東京で会議を開いていますね、この際にアメリカ側はいわゆるワン・チャイナ、ワン・タイワンの方式をおおせようなことをおっしゃったと、こういうのでございますけれども、かりにこのワン・チャイナ、ワン・タイワンの方式というものが出れば、これは双方、すなわち台北も北京もこれは承知しないと思う。この点については外務大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(愛知揆一君) これは、私はたびたび率直に答弁しておりますように、また先ほどこちら

ら側からも答弁もりましたように、国連加盟国の立場における各国が国連における中国代表権問題をいかに取り扱うべきやという点についていろいろの角度から非常に深刻に検討をいたしておることは事実であります。したがって、そういう各国のたとえばワーキング・レベルにおけるいろいろの研究素材というものがそれぞれ情報として交換されているということも事実でございます。しかし、いづれの政府も、政府としての決定的な意見というものはまだ開陳しておりません。アメリカにいたしましても、一番最近の事件についての政府としての見解というものは、たとえば大統領の外交教書に抽象的に示されたようなところであつたかといふ以外にはございませんから、いま名前を指名して、こういう者がどこでどう言つたらいいとおっしゃつても、それに対して私の立場としてはコメントできません。

○長谷川仁君 外務大臣にお伺いいたしますけれども、この中国問題は北京にいまフットライトを合せて、台湾を中心と言つと——台湾を中心と言つとおかしいのですけれども、台湾側の意向、台北から見るといふのが非常に少ないわけですが、けれども、いつぞや森委員がおっしゃつておりましたけれども、台湾に対する日本人の感情というもの、これは特殊なものとあると思ふのです。だから、ある方に言わせると、七億の方に対する贖罪ということも必要だ、しかし、戦後いろいろ問題はありますが、これは違ひないだらうけれども、アジアにおいて最も安定した生活をしてる千四百万の台湾住民、ことに五十年から六十年間日本がかつて統治していた、現在もなお日本人に郷愁を感じ、世界の中で最も日本人に対して信頼の情を持つてる千四百万の台湾住民の意思というものを全然考慮に入れないで中国問題を解決していいのかという見解もあるわけですから、七億の人たちに対する贖罪ということと同時に、私はい

わゆる取引の道具に台湾というものを使つたとした場合には、せつなく日本に対して信頼の情を持つてゐる千四百万、ある台湾のインテリに言わ

せると、自分は八つのときから林さんが鈴木さんになり、そして天皇陛下万歳と叫んできた。日本が負けたとたん、お前はどこにでも行けと言つて、中国人が台湾人かわけのわからぬ立場にやられた。今後は自分たちの都合で中共にでもどこにでも行きやがれと言ふんですからあまりにも無情じゃないかといふのが台湾のインテリの人たちの一つの声なんです。ですから、台湾の人たちの千四百万の住民の意思というものを考慮に入れないければ私は中国問題の解決にはならないといふふうに考えるのでございますけれども、この点、いかがでございますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私もこれはごもっともなことだと思つておりました。政府の国際信義というふうなこともそういう含意があることを御理解いただきたいと思ひます。また、これはよく私も公に申し上げておりましたけれども、国連の場において、国連加盟国の相当多くの國々の間に、中華人民共和國は国連の中に招きたいけれども、しかし、それを台湾追放ということによつてやることは少なくとも非常なためらいを感ずる、何とかこれはできないものかという意見が相当多数あるということも認識できるわけで、こういったようなところで、私はいま大事なところでございますから、百家争鳴大いにけっこうですけれども、政府としては意見を申し上げる段階でまだないと思ふので、非常にかたくなな答えをいたしております。考えなければならぬ要素として、いまも大きな問題を御提案になつておりますが、そういう点は私もここに同感に思ひます。

○長谷川仁君 私の質問に対して外務大臣に結論を出せということも私申し上げませんでした、また、この結論が出るはずもないわけでございますが、中国問題の基本的な姿勢として、中国の外交政策というものをずっと見ておきますと、一九五〇年から六〇年の十年間といふものは「アメリカ帝國主義打倒」というスローガンだったわけですね。それから今度は、六〇年から七〇年までは「ソ連

修正主義打倒」というスローガンだったわけですね。今後予想されることは、いま、今度問題になってきましたけれども、七〇年から八〇年、この十年間は、おそらく「日本軍国主義打倒」というスローガンを道具にいたしまして国内団結をはかっていくんじゃないか。そういうふうな北京の姿勢であるならば、ここであわてないで、じつくりと腰を据えて、そして十年でも二十年でも待つと、こういうことばを使つてはいけないと思ひますけれども、国内の一部には、一国の元首を誹謗する、あるいは一国の元首を罵倒するようなそういう教養のない現在の国柄の人たちとあえて国交を急ぐことはない、もう少し教養のある国になるまで待たうだ、十年でも二十年でも待たうだ、という見解もあるわけですね。これは中国を知つておる人であればあるほどそういう見解を持つておる。これは外務大臣、いかがですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私は、ですから、中国と対話を政府間で持ちたいということは提唱しているわけですが、同時に、その対話は、向こうさんの出している条件、向こうさんが、日本が従えと言つておるところへ頭から従つたかっこうで対話を持つべきでないということを、同時に提唱しておるわけでございます。いわゆるプレコンディションというようなことを考えないで、双方が相手の立場を尊重して、双方が内政に干渉しないで、その原則のもとに話し合いを開くのはたいへんけっこうじゃないかと言つておりますのもそういう点にあるので、現在すぐということでありまして、どうもなかなかそういうことにはいきそうもないじゃないかというようにも考えられますが、少し腰を落ちつけてやつていいのではないかとこの御意見に對しましては、私もなるほどと思ひます。

○長谷川仁君 時間もございませんので、いま「なるほど」とおっしゃられたことは、ある程度認められたことだと思ひますので、私どもは日本人でありながら日本の文化あるいは日本の古来の道というのを忘れがちな傾向があるのであります

が、この間、香港から参りました中共問題を研究しておる方であり、かつまた日本の文化を研究しておる方が私に書いた歌があるわけですね。それは、「倒されし竹はいつしか立ち直り倒せし雪は消えてなくなる」というのです。権力政治が行なわれる限り必ず歴史的にこういう傾向がある。中国を見る場合には、四千年の動乱の歴史をよく見て、日本も漢民族の過去及び現状と未来を国民も政府の要路もかみしめて中国問題を見つめろということをやつておりますが、大臣、これを最後に私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) これも私はごもつとも思ふのでありまして、私、まじめに考へて、日中関係というものが将来長きにわたつてよき関係をつくり上げるためにはいまが大事なときで、へたに迎合し過ぎたりその他をいたしますことは、かえつて両国の永遠の相互信頼、親善関係をつくり上げることにならないのではないかと。一部の非常に性急にお考えになる方にはなかなか御理解いただけない考え方かもしれませんが、私はひそかにさうに考へております。

○長谷川仁君 これで終わります。

○委員長(松平勇雄君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十二時散会

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十六日)
一、航空機の不法な奪取の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件